

京都市告示第473号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 平成23年3月27日 午後2時  
路線名及び道路の区域

| 路線名        | 区間                | 旧<br>新<br>別 | 延<br>長         | 敷地の幅員                |
|------------|-------------------|-------------|----------------|----------------------|
| 東九条9号<br>線 | 南区東九条柳下町5番地の3地先から | 旧           | メートル<br>221.50 | メートル<br>4.60 ~183.20 |
|            | 同町63番地の2地先まで      | 新           | 204.50         | 37.30 ~179.40        |

(建設局土木管理部道路明示課)